

2014 年度点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	法務研究科（法科大学院）
評価基準 6	学生支援
点検・評価項目(1)	6-1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
評価の視点	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化
点検・評価項目(2)	6-2 学生への修学支援は適切に行われているか。
評価の視点	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性
	補習・補充教育に関する支援体制とその実施
	障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
	奨学金等の経済的支援措置の適切性
点検・評価項目(3)	6-3 学生の生活支援は適切に行われているか。
評価の視点	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮
	学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内
点検・評価項目(4)	6-4 学生の進路支援は適切に行われているか。
評価の視点	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
	キャリア支援に関する組織体制の整備
点検・評価項目(6)	6-6 学生支援の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

II 点検・評価

点検・評価項目ごとの現状説明】

6-1	教授会および学生委員会において、学生が勉強に専念できるよう様々な検討を行い、方針を明確にしている。基本方針としては、奨学金など経済的支援、オフィスアワー等による修学支援を行っている。進路支援については、本大学院に入学した学生は、法曹の道を選択しており、進路指導は特に行っていない。
6-2	留年者及び休学者・退学者については、事前に教員との面談を行い、理由、休学期間、その後の進路等学生に意思を確認すると共に、今後の進路など相談に応じている。修学支援は、パソコン貸出制度のほか、専任教員とオフィスアワーにおいて、また、学習指導員による学習相談において、学修相談を行っている。学習指導員による相談は、相談結果報告書として、専任教員に回覧され、学生の指導の連携を図っている。障がい者支援は制度としてはないが、個々のケースに応じて、学生支援センターと連携しながら、個別に対応している。経済的支援としては、本法科大学院独自の奨学金制度を定め、授業料相当分の給付等、学生の生活支援を行っている。また、日本学生支援機構を通じ、奨学金受給申請、業績優秀者返還免除申請を取り扱っている。
6-3	生活支援については、制度としてはないが、人間関係のトラブルやハラスメント相談などは、学生支援センターのカウンセリング体制やハラスメント問題調整委員会を広報するだけでなく、窓口やオフィスアワーなどで相談があった場合、紹介をするようにしている。
6-4	本大学院を修了した学生の大半が司法試験を受け法曹の道を目指す、という特殊環境にあるため、キャリア支援の体制は設けていない。
6-6	学生委員会において、定期的に検証している。

【効果が上がっている事項】

6-1	教授会及び学生委員会において、方針を明確にしている。
6-2	休学者・退学者対応等、適切に行われている。
6-3	大学の諸委員会を紹介する等、適切に行われている。
6-4	
6-6	教授会・学生委員会が、定期的に検証している。

【改善すべき事項】

6-1	
6-2	

6-3	
6-4	司法試験を合格しなかった学生へ、進路支援は行われていない。現状ではやむをえないと思われる。
6-6	

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

奨学生規程、

《指標データ》

データ集（表 2 7）奨学金給付等状況

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標			評価				
			2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	6-2・6-4 ①学習指導員相談の実施、 ②教員による学習指導相談の実 施、③休・退学者についての相談 の実施	それぞれの実施の有無及び回数。但し、 ①については 2013 年度と同等又は学 生数の減少に応じた回数、②③につ いては求めがあった時に限る。	→				
	6-3 事務局及び教員の相談の実施	実施の有無及び回数。但し求めがあった 時に限る。	→				
	6-6 学生委員会による検証、学生と の意見交換の実施	それぞれの実施の有無及び回数。学生と の意見交換は年 1 ～ 2 回を目安とす る。	→				
14 年度 目標	6-2・6-4 ①学習指導員相談の実施、 ②教員による学習指導相談の実 施、③休・退学者についての相談 の実施	それぞれの実施の有無及び回数。但し、 ①については 2013 年度と同等回数、② ③については求めがあった時に限る。	→	B			
	6-3 事務局及び教員の相談の実施	実施の有無及び回数。但し求めがあった 時に限る。	→	B			
	6-6 学生委員会による検証、学生と の意見交換の実施	それぞれの実施の有無及び回数。学生と の意見交換は年 1 ～ 2 回を目安とす る。	→	B			